東日本大震災　漁業経営対策特別資金について

本年３月に発生した東日本大震災の津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を円滑に融通するため、県と県内漁業系統団体（県漁業協同組合連合会、県信用漁業協同組合連合会、県信用基金協会及び農林中央金庫）が協力して「東日本大震災漁業経営対策特別資金」を創設しました。

【資金の概要】

●対　象　者　東日本大震災の津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者

●貸付対象　消失した漁具・設備などの購入や経営維持に必要な資金等

●融　資　枠　３０億円（貸付原資　県１５億円、農林中金１５億円）

●貸付限度額　５００万円、法人７００万円

●貸付利率　無利子
※県信用漁業協同組合連合会の貸付基準金利１．５％に対し、県、県漁業協同組合連合会、農林中央金庫がそれぞれ０．５％の利子補給を行うことにより無利子となります。

●償還期間　１０年以内（うち据置３年以内）

●保　　証　県漁業信用基金協会の保証

●担　　保　原則、無担保

●取扱期間　平成２４年３月末まで

●取扱金融機関　県信用漁業協同組合連合会

●取扱開始　平成２３年４月２２日

問い合わせ先
農林水産部水産課
（電話０２４－５２１－７３７９　内線３２６７）